最終更新日：2016年4月21日
ウインテスト株式会社
代表取締役社長　奈良　彰治
問合せ先：専務取締役　樋口　真康
証券コード：6721
http://www.wintest.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

ウインテスト株式会社（以下「当社」）の、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業倫理と法令遵守の徹底及び内部統制の強化を推進するとともに、効率性・健全性・透明性の高い経営の実現により、株主・顧客・従業員・取引先等のステークホルダーに適正な利益を継続的に確保・還元するための企業価値の拡大に努め、貢献するという経営方針を実現するため、経営上の組織体制を整備するなどの諸施策を実施して、その責任を果たしていくこととしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則3-1-(3)】取締役会が取締役に係る報酬を決定するに当たっての方針と手続き
当社は、取締役の報酬等について、決定するに当たっての方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内において、報酬額の決定につき適切な手続を経ているか、及び役割と職責にふさわしい水準であるか、並びに企業価値向上に向けた動機付けとして妥当なものか等について、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮したうえで、監査等委員会からの意見を参考に決定しております。なお、報酬決定に関する方針と手続きの開示については今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

基本原則1 株主の権利・平等性の確保

１－１株主の権利の確保
株主の皆様は当社における多様なステークホルダーの要であり、コーポレート・ガバナンスの主要な起点であると認識しております。当社は、すべての株主の皆様が有するさまざまな権利が実質的に公平に確保されるよう配慮しております。
(1) 株主総会において可決には至ったものの、2割を超える反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、取締役会において反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行うとともに、以後の対応の要否について検討を行います。
(2) 当社は、取締役会においてコーポレート・ガバナンスに関する体制が整っていると判断したうえで、迅速な意思決定や機動的な経営展開などの確保の観点から、自己株式の取得など株主総会決議事項の一部を取締役会で決定できる体制を構築しております。

１－２ 株主総会における権利行使
株主総会における株主の皆様の議決権の行使を最重要項目のひとつと捉え、その行使が円滑に行えるように以下の取組みを行おります。
(1) 株主の皆様が議案をよりよく理解できるよう、株主総会参考書類の公平性の維持に努めるとともに、適確な情報提供を行おります。
(2) 株主の皆様との建設的な対話やそのための十分な情報提供の観点を考慮し、株主総会関連日程の適切な設定や招集通知における情報提供の充実に努めております。また株主総会の議決権行使については、当日出席による行使、書面による行使、委任状による代理人出席による行使など、多様な方法により株主が議決権を行使できるよう努めております。
(3) 機関投資家や海外投資家が議決権行使を行いやすい環境を整備するため、招集通知を発送日前に、東京証券取引所のウェブサイトや当社のウェブサイトにより電子的に開示し、株主の有する自益権や共益権が適切に確保できるよう、努めております。なお、招集通知の英訳については、海外投資家の株式保有比率が現時点では少ないため、今後、比率の推移を勘案し判断いたします。
(4) 株主の皆様の意見が経営に平等に反映されやすくなるように以下の取組みを行おります。
（ア）当社は、少数株主、単元株主および単元未満株主など、株式の内容や株式数に応じて分け隔てなく平等に対応しております。このため、単元未満株主についても会社法で定める権利の制限以外の権利を定款で制限しておりません。
（イ）株主平等、公平性の観点から、株主優待や株主総会におけるお土産の提供等は、実施しておりません。
（ウ）説明責任を果たすため、主に国内の個人投資家等と積極的な対話を通じて、理解促進や共有認識などを図っております。
（エ）当社の最新情報や経営戦略などの情報提供を適時開示やウェブサイトへの掲載などにより迅速、公正かつ的確に行っております。
(5) 株主の皆様の重要な権利行使権限を事実上妨げることのないよう以下の配慮をします。
（ア）株主の皆様の権利行使については、配当等の自益権および株主総会議決権等の共益権など、株式の内容や 株式数に応じた権利が円滑に行使できるよう、適切に対応しております。
（イ）委任状争奪戦や株主提案等における少数株主からの要求を遅延するなど、株主の権利行使を阻害させることがないよう、株主平等の確保には万全を期しております。

１－３ 資本政策の基本的な方針
(1) 資本政策はコーポレート・ガバナンス上の最重要課題のひとつと認識しております。
(2) 長期持続的な株主価値の創造に資すると考えられない資本政策は実施しません。また支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策の実施は、取締役会で、その目的および必要性・合理性をしっかりと審議するとともに、適正な手続きを確保し、株主の皆様へ明確な説明を行っております。

１－４ 政策保有株式
(1) 基本方針
当社の中長期的な企業価値向上のために不可欠な取引先との関係維持・強化を目的として、戦略的に必要と判断した株式を保有します。
(2) 議決権行使方針
株式保有先企業との関係などを踏まえた上で、当社の中長期的な株主利益の向上と、当該企業の企業価値向上の観点から、議案の内容を確認し、議決権の行使を行おります。
なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けていません。

１－５ 買収防衛策
当社は、発行済株式総数に対する所有割合が20％以上となる買付を行おうとする株主に対して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致する買付であるか確認するための情報提供を求め、その内容や株主および投資家の皆様への影響などについて開示します。また、当社では、株主の負託に応えるべく、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要課題と認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。

１－６ 株主の利益を害する可能性のある資本政策
MBO等や5％を超える増資により株主の利益に影響を及ぼす資本政策を行う際は、監査等委員である社外取締役の意見にも配慮しつつ、実施の目的等の情報を速やかに開示及び株主に説明をいたします。

１－７ 関連当事者間の取引
当社は、取締役が行う利益相反取引について、取締役会規程において取締役会の決議事項として定め、その議案について社外取締役の意見を求めるとともに、取締役会において、実際の案件ごと個別に可否の決議をします。その後、取引の状況などについて適宜報告を求めます。

基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

２－１ 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定
当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針とし、それを達成するために経営理念並びにそれを実現する行動指針の策定を行っております。

２－２ 会社の行動基準の策定・実践
当社の行動基準は経営理念とそれを実践する為の経営方針により策定、実践されております。

２－３ 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題
事業活動の継続には様々なステークホルダーに配慮した経営が重要であり、特にコンプライアンス（法令順守）、リスクマネジメントを企業経営における重要な要素と位置づけ、透明性の高い体制を築くこと、すべての従業員が高い倫理観を持ってコンプライアンスを実践すること、そして、効果的で適切なリスク管理体制をグローバルに整備することで、適時適切かつ 積極的な情報開示を当社全体で確実に実践、これらを基盤としてグローバルにコーポレート・ガバナンスを推進し、社会への調和と貢献を続けてまいります。当社の考えるステークホルダーとは株主の皆様のみならず、お客様、地域社会、従業員そしてご協力会社各社他、幅広く捉えております。

２－４ 女性の活用促進を含む社内の多様性の確保
当社は、取締役会が女性を含む多様な視点と経験、高度なスキルを持ったメンバーで構成されることが必要であると考えております。その意思決定に際し、役員のダイバーシティ（多様性）が担保されていることが重要と考え、女性の価値観・発想を活かすため、女性取締役を登用しております。 また、係長などの管理職にも女性を登用しております。

２－５ 内部通報
当社は、内部通報に係る社内通報制度「モラルマインド」を構築し、当社の全従業員が利用できる仕組みを運用しております。本制度は、社長から任命を受けた社外取締役である監査等委員の管理の下で運用され、その通報内容が通報者無記名にて取締役会に報告されます。
また、同制度では、通報者の保護を定め、通報窓口以外に通報者の情報を秘匿するなど、通報者が不利な取り扱いを受けないよう体制を整備しております。

基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保

情報開示に関する基本方針
企業情報開示理念
当社は、経営の透明性を確保し社会的責任を果たすために、企業情報を公正かつ適時適切に開示します。 また、IR等からの問い合わせシステムを活用しすべてのステークホルダーに平等なコミュニケーションの機会を設けております。
情報開示に際しては、フェアディスクロージャーに十分配慮し、決算情報・説明会 資料については、ウェブサイト上に公開、掲載を行っております。

３－１ 情報開示の充実
経営理念、経営計画、財務関連情報、ガバナンス情報等、必要に応じて開示や説明内容をウェブサイトに掲載するなど、フェアディスクロージャーに努めております。

３－２ 外部会計監査人
外部会計監査人は財務報告の信頼性確保を任務とする重要な役割を担っており、当社は会計監査人の独立性を確保し、適正な監査の確保に対応するよう努めてまいります。 外部会計監査人の選任については、国内企業からの受託実績があり、高品質な監査が実現可能な監査法人としております。

基本原則4 取締役会等の責務

４－１ 取締役会の役割・責務1
当社は、経営スピードを上げるために電子決済制度を導入しております。
決裁権限基準に、取締役会・経営会議・担当役員・部長等の権限を明確に定め、それに基づき、それぞれの決定機関・決定者が権限の範囲を逸脱することなく審議・決裁をしております。取締役会は持続可能な成長と企業価値の向上のため、監督機能を発揮するとともに、法令や定款・決裁権限基準で定められた重要な事項を、公正な判断基準に基づき、意思決定を行っております。

補充原則
(1) 担当取締役毎に定められた権限の範囲に基づき委任の範囲を定め委ねております。取締役会において、主に経営方針や中長期的な方向性等リスクを評価し多面的に審議・決定を行い、その執行については監査等委員を含む常勤の取締役及び部室長で構成する経営会議に幅広く権限を委ねる事により、執行の意思決定及び迅速化を図る。一方、取締役会に報告するべき事項を明確にすることにより適切な監督を行う事で、執行と監督の分離を行っております。
(2) 毎期第4四半期末に社長方針に則り、翌期の目標予算を定め期初に開示しており、その達成のために最善の努力を行おります。目標の達成未達に終わった場合、その要因を社内、社外双方の観点から監査等委員を含む常勤の取締役と部室長で構成される経営会議において分析を行い、予算委員会の結論と共に取締役会に報告協議が行われ、翌期の予算策定に対策を盛りこみます。
(3) 最高経営責任者の後継の選任に際しては、人格見識に優れ善管注意義務を適切に果たす者であることに加え、国籍に拘らず、過去の職務歴・専門分野を考慮し、 隔たりのない多様な観点から当社の企業価値向上に資すると考えられる者を選任する事とし、適時に開示をしてまいります。

４－２ 取締役会の役割・責務2
リスクテイクとして監査等委員を含む常勤の取締役及び部室長で構成される経営会議の中に専務取締役を責任者とするリスク管理委員会を設置し適切な対応や管理の体制を整備しております。戦略上のリスクについては関連部門や経営企画室からのマーケット等の情報を元に経営環境を含め短期、中長期に渡るリスクの協議を行い経営会議において、担当役員を中心に協議、審議を行い対応策の整備、運用計画を定めております。尚、重大な事態が発生した場合は代表取締役社長を中心に対策室を設け、また影響の重大さに応じて迅速な対応を行っていきます。

４－３ 取締役会の役割・責務3
取締役会は、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行うための体制として、会社法でも定める内部統制システムを運用、コンプライアンスに関する基本方針を決定し当社のコンプライアンス体制の構築・実践を横断的に推進しております。その中で定期的に全社的な内部統制の状況および重要な業務プロセスの適正性をモニタリングしており、会計監査人の監査などの結果は、会計監査人より取締役や監査等委員会へ適宜報告されております。運用状況および評価については、四半期毎に取締役会で報告及び必要に応じて審議を行っております。

当社は、取締役が行う利益相反取引について、取締役会規程において取締役会の承認を得る決議事項として定めており、取締役会において個別取引について、監査等委員である社外取締役の意見を求めるとともに承認をしております。取締役会は、その後、取引の状況などについて適宜報告を求めております。

補充原則
経営幹部の選任、解任に際して、人格見識並びに善管注意義務を適切に果たす者であることに加え、職歴・専門分野を考慮し、多様な観点から選任した者を公正且つ、協議を尽くし透明性を持って選ぶこととしております。

４－７ 独立社外取締役の役割・責務
当社は、ガバナンス、投資家への説明責任等の社会的責任を踏まえ、独立役員の要件を満たす社外取締役を複数名設置することが必要であるとの判断に基づき、全取締役の3分の1以上である6名中2名を独立社外取締役として選任しております。

４－８ 独立社外取締役の有効な活用
補充原則
監査等委員である2名の独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に参画、貢献するとの観点から、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を構成し、月1回の会合を定期的に開催、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を行なっております。

原則４－９ 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準を満たす者としております。

原則４－10任意の仕組みの活用
当社は、監査等委員会設置会社であって、社外取締役が取締役会の過半数には達していない為に、取締役会以外に監査等委員である取締役による監査等委員会を設置して、取締役の指名・報酬など特に重要な事項に関する検討に当たり、事前に協議し取締役会に適切に関与・助言できるような体制にしております。

原則４－11取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件
補充原則
(1) 当社の取締役会は、定款に定める人数以内の多様な経歴を持ち、中長期的な企業価値を創造するために必要な経験等を有する人材で構成された組織となっております。
監査等委員以外の取締役については、当社の事業について高い理解力を有し、公正に監督できる知見を有していること等を踏まえて選任しております。
監査等委員である取締役については、出身分野における豊富な業務経験と識見を有し、経営から独立した立場から的確、かつ公正に監督を行える資質を有する人材を選任しております。
(2) 当社の監査等委員である取締役は、本報告書提出時点において、当社以外の上場会社の役員を兼任おりますが、各々の責任を全うするため、当社以外の上場会社役員の兼任数が合理的な範囲にとどまるように努めます。また、株主総会招集通知等にて重要な兼任状況を毎年開示しております。
(3) 取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について、社外取締役を含む各取締役に対する意見調査等を実施し、その結果に基づき、自己分析・評価を行い、必要により改善に努めてまいります。

原則４－12取締役会における審議の活性化
補充原則
審議の活性化について
各取締役が決議事項など重要な決定を先立って吟味が行えるよう、重要な決議事項がある場合は事前に資料又は決議事項（議題）の事前送付を行っております。

原則４－14取締役・監査等委員のトレーニング
補充原則
当社は、監査等委員である取締役・監査等委員以外の取締役に対するトレーニングとして、必要に応じ役員としての基本知識・能力を習得するために外部の教育訓練を斡旋し、費用を負担するなどの機会を設けております。

基本原則5 株主との対話

当社は、株主総会・決算説明会等の場において、代表取締役社長が株主との対話に取り組み、総務経理部担当である取締役がIRの責任者を兼務し、経営企画室長がIR実務を担当、実行します。株主との対話が適切に行われるため、IR担当は、社内各部門と定期的に情報交換を行い、有機的な連携体制を構築します。更に、株主・投資家の当社事業に対する理解を深めて頂くために、継続的な決算説明会（年2回）の開催、当社ホームページにおける情報提供、株主総会における事業報告等の説明を行っております。

原則5－1株主との建設的な対話に関する方針
補充原則
(1) 株主との実際の対話
当社は株主との対話の窓口を経営企画室長（IR実務担当）としております。
(2) 株主との建設的な対話を促進、株主及び投資家の皆様の率直なご意見を頂き、IR担当取締役と共に、株主の皆様のご意見を経営会議にフィードバックし反映、補佐し推進する体制を採っております。
（ア）当社は、日常的な株主及び投資家の皆様との建設的な対話の窓口を経営企画室としておりますが、年2回の決算説明会、及び株主総会など直接株主と交流させていただく場で代表取締役社長を中心としてこれにあたり、IR担当の取締役及びIR担当が補佐する体制を採ってお

ります。
（イ）当社は、株主及び投資家の皆様との対話につき、IR担当である経営企画室が中心となってその促進にあたり、経理、財務、及び各部門等が連携してこれを支援しております。また、IR担当は、適時かつ適切な対話に資するべく、経営会議や取締役会とも有機的連携を図っております。
（ウ）当社は、株主総会を株主の皆様との重要な対話の場と位置付け、株主総会において、当社事業に関し十分かつ分かり易い情報開示に努め、株主の皆様からの信任を得られるような運営に努めております。また、当社は、決算説明会で株主及び投資家の皆様とより緊密なコミュニケーションの実現に努めております。
（エ）当社は、株主及び投資家の皆様との対話において、把握されたご意見や当社に関する懸念を含めたIR活動の状況を、IR担当から取締役会経営会議等の主要会議で適宜報告する体制を整備しております。
（オ）当社は、インサイダー取引防止規程に則り、重要事実については経営会議において審議、必要に応じて情報を管理する責任者を任命し、適時かつ適切、公正に開示を行うこととして、一部の株主及び投資家の皆様にのみ、これを提供することのないよう情報管理の徹底に努めております。
(3) 株主及び投資家の皆様に対する開示においては、財務情報の開示に加え、中長期視点での事業経営に対する考え方、方針等非財務情報の発信も積極的に行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社タカトリ	865,000	13.45
奈良 彰治	826,700	12.85
Oakキャピタル株式会社	16,200	2.52
エイシャント・ウェルフェア合同会社	138,000	2.14
楽天証券株式会社	130,500	2.02
氏原洋介	101,000	1.57
本間 春雄	91,700	1.42
日本証券金融株式会社	86,400	1.34
伊藤正敏	85,500	1.32
奈良百合子	84,000	1.30

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	7 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	11 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金田一 喜代美	税理士											○
大山 亨	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金田一 喜代美	○	○	――	同氏は、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する為の指摘、意見、その他必要な発言とともに、内部統制システムの強化についての助言、提言をいただくために、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しております。
大山 亨	○	○	――	同氏は、経営コンサルティングの専門家の立場から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する為の指摘、意見、その他必要な提言をいただくために、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生

				ずる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員のうち社内取締役1名が常勤することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び専任の社員は置いておりませんが、監査等委員会はその職務の遂行に必要な場合は、内部監査部門の要因による監査業務の補助について代表取締役社長と協議することとしております。
監査等委員会の職務を補助する専任スタッフを配置した場合、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、当該スタッフに対する指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、監査等委員ではない取締役の指揮命令は受けないものとし、その独立性、指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、会計監査人の監査手続・日程に関する監査計画について説明を受け意見交換しております。また、原則として四半期毎に、会計監査人より監査の方法およびその結果について報告を受けております。
監査等委員会は、内部監査部門による内部監査計画ならびに監査・調査の結果について定期的に報告を受け、必要案件について意見交換しております。また、これらに加え、代表取締役社長と監査等委員会との間で定期的な意見交換を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立性に関する基準または、方針はありませんが、社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準を満たす者としております。また、独立役員の資格を満たす社外役員のすべてを独立役員に指定しております

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役、並びに従業員へのインセンティブ付与に関する施策として、ストックオプション制度を実施しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

会社業績を反映する株価に連動して価値の上がるストックオプション制度は、企業価値の増大及び業績に対し責任を持つ取締役並びに業務を遂行する従業員へのインセンティブ施策であります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第22期（平成26年8月1日から平成27年7月31日まで）の取締役及び監査役の報酬等の総額
取締役　　4名　35,403千円
監査役　　3名　6,660千円

（注）
1. 取締役の報酬限度額は、年額100,000千円以内となっており、監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内となっております。
2. 取締役の支給人員には、平成27年3月31日付で辞任した、報酬を受けていない社外取締役1名は含まれておりません。
3. 当社は平成27年10月28日開催の第22期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員以外の取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業績、財務状況および経済情勢を考慮の上、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員会にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役の職務を補助すべき専任の社員は置いておりませんが、取締役会の事務局である経営企画室長より、事前に議案の連絡ならびに適時補足説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

＜取締役会＞
取締役会は、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うほか、職務執行の監督を行っております。 取締役会は、規則に定められた定期開催の他、必要に応じて開催しております。

＜監査等委員会＞
監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名、非常勤の監査等委員である社外取締役2名（うち独立役員2名）の計3名で構成されております。
各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会をはじめとした重要な社内会議に出席するほか、当社の業務及び財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。
また、会計監査人からの四半期毎の結果報告および意見交換を行うことにより、適正な監査を実施しているかを検証しております。

＜会計監査＞
会計監査の適正さを確保するため、監査等委員会が、会社法、金融商品取引法に基づく会計監査の報告及び四半期レビューの報告を会計監査人から受けることとなっております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、海南監査法人に所属する溝口俊一
及び畑中数正氏の2名です。当社における会計監査業務の執行の継続年数は、両名とも7年を超えておりません。 また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他2名で構成されております。

＜組織運営＞
経営方針、事業計画を定め、徹底するとともに、取締役会、経営会議、部門ごとの会議等の会議体を通じて情報の共有化を図りながら、それぞれの役割を特化させつつ連携し、効率的に業務を執行しております。

＜経営会議＞
代表取締役社長、取締役及び経営会議が認めた構成員で構成する経営会議を原則として毎週1回開催し、人事、組織、事業計画等全社的な意思決定事項について経営会議規程に基づき慎重に協議、決定いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役の業務執行に対して、経営会議を通して事前に、かつ詳細に、適法性、妥当性の審議を行う体制を置いていることに加え、社外取締役2名を含む3名からなる監査等委員会が、経営会議の情報や内部監査部門の監査情報の共有、重要書類の閲覧、取締役との情報交換などを通して、取締役の職務の執行状況を適切に把握の上、社外の視点から経営への監視機能を果しており、当社の業容、組織規模においては、現状のガバナンス体制が適切と判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第23期定時株主総会の開催日は、平成28年10月27日を予定しております。
その他	事業報告の際には、パワーポイント資料をプロジェクターにて投影しご覧いただくなど、わかり易い説明を心がけております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーにつきましては、「IR活動の基本姿勢」、「情報の開示方法」、「IR活動自粛期間」、「第三者への情報開示」、「免責 事項」等を、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	社長による決算説明会を年2回開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家の皆様へ、当社をよりよくご理解いただくため、ホームページ上に各種資料一式を掲載しております。 [URL] http://www.wintest.co.jp/ir/index.html [掲載内容] 有価証券報告書（四半期報告書）、決算短信（四半期含）、決算説明会資料、招集通知、決議通知、各種プレスリリース、財務ハイライトなど。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室に担当者を配置し、アナリスト・投資家の皆様からのお問い合わせに随時、対応させていただいています。	
その他	召集通知をホームページに掲載し、広く株主及び投資家の皆様に周知を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動指針において、ステークホルダーの立場の尊重について、定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、モラルマインド（倫理指針）を制定するとともにCSR 室を設け、IS014001 の活動を含めた社肉外のCSR 活動領域を広げることを通して、すべてのステークホルダーから信頼され、社会的責任を果たすことを目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はディスクロージャーポリシーを定め、企業経営情報である財務報告書や企業活動に係わる情報を適時に開示しており、また、当社ホームページへも掲載し、積極的に情報提供を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システム整備の基本方針について、取締役会において以下のとおり決議しています。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役及び使用人を含めた行動規範としてモラルマインド、いわゆる倫理指針を制定し、倫理委員会が運用を継続しております。
本モラルマインドは、取締役及び使用人が倫理指針及び法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても当該取締役及び使用人に不利益な扱いを行わない運用を継続いたします。
(2) 代表取締役社長は、コンプライアンス体制の構築、維持、整備のためにコンプライアンス統括責任者を任命しております。
(3) 内部監査担当責任者及び監査等委員会は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告しております。
取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めています。
(4) 監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締 役の職務執行を監査することとしております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理については、経営会議規程等に基づき会社の重要な意思決定、及び重要な業務執行に関する情報は議事録として保存、管理されています。
(2) 監査等委員は監査等委員監査基準に基づき、これらの情報を閲覧し、法令の遵守状況を確認しております。
(3) 情報の保存及び管理の補完体制として、文書・帳簿等保管期間一覧表に基づき、重要情報の保存及び管理方法、期間を定め実行しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 代表取締役社長は、リスク管理に関する総括責任者を任命し、リスク管理規程に基づいてリスク管理体制を整備、構築しております。
(2) 各部門においては、既存のインサイダー取引防止規程、経理規程、稟議規程等に加え、システムリスク管理規程を整備するなど、必要に応じたリスク管理を実行する諸規程を制定し、部門毎のリスク管理体制を強化しております。
(3) 各部門は各自の業務において、その内在するリスクに対する適切な対策を実施するとともに、リスクが発生し得ると予測される場合には、速やかに取締役に情報が届くような体制を整備しております。
(4) 監査等委員及び内部監査責任者は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を監査等委員会に報告します。監査等委員会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めています。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 代表取締役社長、取締役及び経営会議が認めた構成員で構成する経営会議を原則として毎週1回開催し、人事、組織、事業計画等全社的な意思決定事項について経営会議規程に基づき慎重に協議、決定いたします。
(2) 経営会議で決議できない重要事項は、取締役会を原則毎月1回開催し、取締役会規程に基づき意思決定を行っております。
(3) 上記会議での決議に基づき、各部門長が出席する業務会議において具体的な業務遂行の打ち合わせを行い、各部門長は業務を展開しております。
(4) 組織、職制、及び業務分掌に関しては、組織図、職務権限一覧表、業務分掌規程等により、役割と責任及び職務執行手続きの詳細を定め運用いたします。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、現在子会社を所有していないため対応した業務管理体制を取っておりません。

6．監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
当社は、監査等委員会とは別に内部監査担当部門を設置している点並びに当社規模により、当面監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を常時置くことはしませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合には、専任者を配置することとします。

7．前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助する専任スタッフを配置した場合、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、当該スタッフに対する指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、監査等委員ではない取締役の指揮命令は受けないものとします。

8．取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 取締役及び使用人は、監査等委員会規程及び監査等委員監査基準に従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っています。
(2) 監査等委員である取締役は社内の重要会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書を閲覧しております。
(3) 内部通報制度としては、取締役及び使用人が倫理違反と思われる事項に関して〔モラルマインド（倫理指針）〕報告書フォーマットを通じ、直接監査等委員に報告できる体制としています。また、報告した者が当該通報を行ったことで不利な取り扱いを受けることのないことを明記しております。

9．監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当 該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに 当該費用を負担または債務を処理します。

10．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深めるよう努めることとしております。
(2) 監査等委員会は効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部門等と協議または意見交換を行い、監査計画を作成しています。

11．財務報告の信頼性を確保するための指針

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築しています。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保するものとしています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 当社は反社会的勢力との関係遮断を確立するため、モラルマインド、いわゆる倫理指針にて「反社会的勢力に対する指針」を定め、この周知徹底を図っております。
(2) 反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断し、万が一、反社会的勢力からの接触があった場合はコンプライアンス統括責任者が対応し、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に相談し適切に処理をいたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

